政策法規司

『医師執業登録暫定弁法』（失効）

国家卫生和计划生育委员会　　www.moh.gov.cn　　1999-07-16

中華人民共和国衛生部令
第 **5** 号
ここに『医師執業登録暫定弁法』を発布するので規定に従い執行されたい。

部 長　張 文康
1999 年 **07** 月 **16** 日

『医師執業登録暫定弁法』

第一章　総則

第一条　医師の執業活動を規範化し、医師の隊伍管理を強化するために、『中華人民共和国執業医師法』に基づき、本弁法を制定する。

第二条　医師は、登録後に『医師執業証書』を取得の後、登録された執業地点、執業タイプ、執業範囲に基づき相応しい医療、予防、保健活動に従事することができる。
執業地点とは、医師が執業する医療、予防、保健機構及びその登録された住所を指す。
執業タイプとは、臨床・中医（中医と民族医学と中西医結合を含む）、口腔、公衆衛生を指す。
登録を経ずに『医師執業証書』を取得したものは、医療、予防、保健活動に従事してはならない。

第三条　衛生部は、全国における医師執業登録の監督管理活動に責任を有す。
県級以上の地方衛生計生行政部門は、医師執業登録の主管部門であり、本行政区内の医師執業管理監督活動に責任を有する。

第二章　登録条件

第四条　執業医師資格或いは執業準医師資格を取得したものであれば、等しく医師執業登録の登録を申請できる。

第五条　以下事情のあるものは登録をすることができない：
（一）　完全な民事行為能力を持たないもの；
（二）　刑事処罰を受けており、刑事処罰執行完了日から登録申請の日までの期間が **2** 年に満たないもの；
（三）　『医師執業証書』取消の行政処罰を受け、処罰決定の日から登録申請の日までの期間が **2** 年に満たないもの；
（四）　甲類や乙類の伝染病に感染中、或いは精神疾病を発症しているもの、及び身体障碍があるものなど健康状態が不適切で医療・予防・保健業務活動に適さないもの；
（五）　登録再申請して、衛生行政部門の指定する機構或いは組織の試験に不合格だったもの；
（六）　衛生部が規定する医療・予防・保健業務に従事することが相応しくないその他の状況があったもの。

第三章　登録のプロセス

第六条　医療、保健機構で執業しようとするものは、当該機構での執業を許可した衛生行政部門に登録申請せねばならない。 予防機構で執業しようとするものは、当該機構と同級の衛生行政部門に対して登録申請せねばならない。
機関や企業、事業単位の医療機構で執業をしようとするものは、『医療機構執業許可証』を発行した衛生行政部門に申請せねばならない。

第七条　医師執業登録申請には、以下を提出せねばならない：
（一）　医師執業登録申請用紙；
（二）　**2** 寸サイズの無帽・正面・半身の写真（**2** 枚）；

（三）　『医師資格証書』；
（四）　登録主管部門の指定する医療機構が提出した申請者の健康診断票（**6** か月以内）；省級以上の衛生計生行政部門の規定するその他材料；
（五）　申請者の身分証明書；
（六）　医療・予防・保健機構の雇用証明書；
（七）　省級以上の衛生計生行政部門が規定するその他の資料。
執業医師資格或いは執行準医師資格取得後 **2** 年以内に登録を行わなかったものは、登録申請時、省級以上の衛生行政部門の指定する機構において **3**～**6** か月のトレーニングを受け、試験合格証明を取得しそれを提出せねばならない。

第八条　登録主管部門は、申請受理日から起算して **30** 日以内に、申請者が提出した申請材料の審査を行う。審査に合格したものには、登録されるとともに衛生部が統一印刷した『医師執業証書』が発行される。

第九条　登録条件に符合せず登録されないものには、登録主管部門は申請受理日から起算して **30** 日以内に申請者に対し理由の説明とともに書面で通知をするものとする。異議ある場合、申請者は、法に基づき行政再審議を求める、或いは人民法院への行政訴訟をすることができる。

第十条　一つでも以下の状況があるものは、登録の再申請をせねばならない：
（一）　医師としての執業活動を中止して二年以上経つもの；
（二）　本弁法第五条で規定されている、登録不能の状況が消失したもの；
再申請登録をするものは、まず県級以上の衛生行政部門が指定する医療、予防、保険機構或いは組織にて **3**～**6** か月のトレーニングを受け、試験に合格すれば、本弁法の規定に基づき再登録申請をできるものとする。

第十条　主要執業機構及びその所在地の衛生計生行政部門は、医師管理情報システムを使用し速やかに医師の定期試験結果を更新せねばならない。

第十一条　執業準医師が執業医師資格取得後に、継続して医療、予防、保健機構中で執業をするものは、本弁法第六条の規定に基づき、執業医師登録を申請せねばならない。
申請者は、本弁法第七条第一項に規定されている材料以外に、『医師執業証書』もまた提出せねばならない。登録主管部門は、執業登録手続き時、もとの『医師執業証書』を回収して新たな『医師執業証書』を発行するものとする。

第十二条　『医師執業証書』は本人が適切に保管し、貸出や貸与、抵当化、譲渡、改ざん修正、毀損をしてはならない。もし、『医師執業諸所』を毀損或いは遺失した場合には、当事者は速やかに証明書の原発行部門に再発行・交換の手続き申請をせねばならない。毀損した『医師執業証書』は、原発行部門にて回収されるものとする。　『医師執業証書』を遺失した場合、原所有者は **15** 日以内に現地指定の官報上で公告される。

第四章 登録のプロセス

第十三条　医師登録後、以下の事由があった場合、その所在する医療、予防、保健機構は、**30** 日以内に登録主管部門に報告し、登録を取り消さねばならない。
（一）　死亡或いは失踪宣告をされたもの；
（二）　刑事処罰を受けたもの；
（三）　『医師執業証書』取消の行政処分を受けたもの；
（四）　医師の定期試験に不合格となり、執業活動の暫時停止期間が満了した後、トレーニング後の再試験で不合格となったもの；
（五）　医師執業活動を中止してから満二年経過したもの；
（六）　執業を継続するに相応しくない身体健康状況のもの；
（七）　『医師執業証書』の貸出、貸与、抵当化、譲渡、改ざんをしたもの；
（八）　衛生部が規定する医療・予防・保健業務に従事することが相応しくないその他の状況があったもの。
登録主管部門は、前項規定の状況のものに対し、登録を取り消し、『医師執業証書』を回収せねばならない。

第十四条　登録を取り消された当事者は、異議がある場合、法に基づき行政再審査或いは人民法院に訴訟を起こすことができる。

第十五条　医師登録後に下記のような事情が出来した場合、その所在している医療・予防・保健機構は、関連手続日から起算して **30** 日以内に登録主管部門に対し報告せねばならない；

（一）　転勤、退職休養、辞職；
（二）　解雇、除名処分を受けた；
（三）　省級以上の衛生計生行政部門が規定するその他の事情。

第十六条　医師が、執業地点や執業タイプ、執業範囲などの登録事項を変更した場合、登録主管部門にて変更登録手続きをせねばならず、同時に医師変更執業登録申請審査票や『医師資格証書』、『医師執業証書』及び省級以上の衛生行政部門が規定するその他の材料を提出せねばならない。

但し、医療、予防、保健機構が許可したヘルスケアサポートや診察、研修、学術交流、政府行事等の任務と衛生行政部門が許可したものは除外される。

第十七条　医師の執業登録事項変更内容が登録主管部門の管轄下にある場合、申請者は原登録部門にて変更手続き申請をせねばならない。 医師の執業登録事項を変更する内容が、原登録主管部門の管轄下にはない場合、申請者は、原登録主管部門にて変更登録事項の申請手続きをし、その後、執業しようとする地点の登録主管部門にて申請変更登録手続きをせねばならない。

省や自治区、直轄市を跨ぎ執業登録事項を変更するものは、前項規定の手続きに関するもの以外に、新たな執業地点における登録主管部門の執業登録手続き時に原『医師執業証書』が回収され、新たな『医師執業証書』が発給されるものとする。

第十八条　登録主管部門は、変更登録申請を受領した日から起算して **30** 日以内に変更登録手続きを処理せねばならない。変更登録条件に合致せずに変更ができないものには、変更登録申請を受領した日から起算して **30** 日以内に申請者に対し、その理由とともに書面で通知せねばならない。

第十九条　医師は、変更登録手続きの過程で、『医師執業証書』の原登録事項が既に変更され、新たな変更事項が許可される前に執行活動に従事してはならない。

第二十条　医師執業登録の主管部門は、『医師執業証書』の登録や発行、取消或いは変更登録などの統計制度とファイリングシステムを構築せねばならない。

第二十一条　県級以上の地方衛生行政部門は、登録や発行、取消或いは変更登録をする人員の名簿を公開すると同時に省級衛生行政部門が取りまとめをし、衛生部に報告せねばならない。

第二十二条　医療、予防、保健機構が『中華人民共和国執業医師法』第十六条と本弁法第十五条の規定に基づく報告職責を果たさずに、深刻な結果を招いた場合、県級以上の衛生行政部門によって当該機構の主要責任者に行政処分が科されるものとする。

第五章　附則

第二十三条　中医（中医、民族医、中西医結合を含む）医師執業登録管理については、中医（薬）主管部門が責任を有する。

第二十四条　医師の執業範囲については別途定める。

第二十五条　医師の執行地点が二か所以上の管理規定については別途定める。

第二十六条　本弁法でいうところの医療機構とは『医療機構管理条例』第二条及び『医療機構管理条例実施細則』第二条及び第三条に規定される機構を指し、社区衛生服務機構（コミュニティーサービス機構）と採血献血機構とは『医療機構管理条例実施細則』第三条第十二項で規定されているものを指し；予防機構とは、『伝染病予防治療法実施弁法』第七十三条で規定されているものを指す。

第二十七条　計画生育（計画出産）技術サービス機構中の医師には本弁法の規定が適用される。

第二十八条　国外人員が中国内での執業を申請する際は、国家関連規定に基づき処理される。

第二十九条　本弁法は公布の日より施行される。

http://www.moh.gov.cn/mohzcfgs/pgz/200804/18371.shtml

::::::::::::::::::::::::::::::::: **以下は中国語原文** :::::::::::::::::::::::::::::::::

医师执业注册暂行办法

国家卫生和计划生育委员会　　www.moh.gov.cn　　1999-07-16

中华人民共和国卫生部令
第 5 号
现发布《医师执业注册暂行办法》，请遵照执行。

部　长　张文康

一九九九年七月十六日

医师执业注册暂行办法

第一章　总则

第一条　为了规范医师执业活动，加强医师队伍管理，根据《中华人民共和国执业医师法》，制定本办法。

第二条　医师经注册取得《医师执业证书》后，方可按照注册的执业地点、执业类别、执业范围，从事相应的医疗、预防、保健活动。

执业地点是指医师执业的医疗、预防、保健机构及其登记注册的地址。

执业类别是指临床、中医（包括中医、民族医和中西医结合）、口腔、公共卫生。

未经注册取得《医师执业证书》者，不得从事医疗、预防、保健活动。

第三条　卫生部负责全国医师执业注册监督管理工作。

县级以上地方卫生行政部门是医师执业注册的主管部门，负责本行政区域内的医师执业注册监督管理工作。

第二章　注册条件

第四条　凡取得执业医师资格或者执业助理医师资格的，均可申请医师执业注册。

第五条　有下列情形之一的，不予注册：

（一）　不具有完全民事行为能力的；

（二）　因受刑事处罚，自刑罚执行完毕之日起至申请注册之日止不满二年的；

（三）　受吊销《医师执业证书》行政处罚，自处罚决定之日起至申请注册之日止不满二年的；

（四）　甲类、乙类传染病传染期、精神疾病发病期以及身体残疾等健康状况不适宜或者不能胜任医疗、预防、保健业务工作的；

（五）　重新申请注册，经卫生行政部门指定机构或组织考核不合格的；

（六）　卫生部规定不宜从事医疗、预防、保健业务的其他情形的。

第三章　注册程序

第六条　拟在医疗、保健机构中执业的人员，应当向批准该机构执业的卫生行政部门申请注册。拟在预防机构中执业的人员，应当向该机构的同级卫生行政部门申请注册。

拟在机关、企业和事业单位的医疗机构中执业的人员，应当向核发该机构《医疗机构执业许可证》的卫生行政部门申请。

第七条　申请医师执业注册，应当提交下列材料;

（一）　医师执业注册申请审核表；

（二）　二寸免冠正面半身照片两张；

（三）　《医师资格证书》；

（四）　注册主管部门指定的医疗机构出具的申请人 6 个月内的健康体验表；省级以上卫生计生行政部门规定的其他材料。

（五）　申请人身份证明；

（六）　医疗、预防、保健机构的拟聘用证明；

（七）　省级以上卫生行政部门规定的其他材料。

获得执业医师资格或执业助理医师资格后二年内未注册者，申请注册时，还应提交在省级以上卫生行政部门指定的机构接受 3 至 6 个月的培训，并经考核合格的证明。

第八条　注册主管部门应当自收到注册申请之日起 30 日内，对申请人提交的申请材料进行审核。审核合格的，予以注册，并发给卫生部统一印制的《医师执业证书》。

第九条　对不符合注册条件的，注册主管部门应当自收到注册申请之日起 30 日内，书面通知申请人，并说明理由。申请人如有异议的，可以依法申请行政复议或者向人民法院提起行政诉讼。

第十条　有下列情形之一的，应当重新申请注册：

（一）　中止医师执业活动二年以上的；

（二）　本办法第五条规定不予注册的情形消失的；

重新申请注册的人员，应当首先到县级以上卫生行政部门指定的医疗、预防、保健机构或组织，接受 3 至 6 个月的培训，并经考核合格，方可依照本办法的规定重新申请执业注册。

第十一条　执业助理医师取得执业医师资格后，继续在医疗、预防、保健机构中执业的，应当按本办法第

六条规定，申请执业医师注册。

申请人除提交本办法第七条第一款规定的材料外，还应当提交原《医师执业证书》。注册主管部门在办理执业注册手续时，应当收回原《医师执业证书》，核发新的《医师执业证书》。

第十二条　《医师执业证书》应妥善保管，不得出借、出租、抵押、转让、涂改和毁损。如发生损坏或者遗失的，当事人应当及时向原发证部门申请补发或换领。损坏的《医师执业证书》，应当交回原发证部门。《医师执业证书》遗失的，原持证人应当于 15 日内在当地指定报刊上予以公告。

第四章　注销注册与变更注册

第十三条　医师注册后有下列情形之一的，其所在的医疗、预防、保健机构应当在 30 日内报告注册主管部门，办理注销注册：

（一）　死亡或者被宣告失踪的；

（二）　受刑事处罚的；

（三）　受吊销《医师执业证书》行政处罚的；

（四）　因考核不合格，暂停执业活动期满，经培训后再次考核仍不合格的；

（五）　中止医师执业活动满二年的；

（六）　身体健康状况不适宜继续执业的；

（七）　有出借、出租、低押、转让、涂改《医师执业证书》行为的；

（八）　卫生部规定不宜从事医疗、预防、保健业务的其他情形的。

注册主管部门对具有前款规定情形的，应当予以注销注册，收回《医师执业证书》。

第十四条　被注销注册的当事人如有异议的，可以依法申请行政复议或者向人民法院提起诉讼。

第十五条　医师注册后有下列情况之一的，其所在的医疗、预防、保健机构应当在 30 日内报注册主管部门备案：

（一）　调离、退休、退职；

（二）　被辞退、开除；

（三）　省级以上卫生行政部门规定的其他情形。

第十六条　医师变更执业地点、执业类别、执业范围等注册事项的，应当到注册主管部门办理变更注册手续，并提交医师变更执业注册申请审核表、《医师资格证书》、《医师执业证书》以及省级以上卫生行政部门规定提交的其他材料。

但经医疗、预防、保健机构批准的卫生支农、会诊、进修、学术交流、承担政府交办的任务和卫生行政部门批准的义诊等除外。

第十七条　医师申请变更执业注册事项属于原注册主管部门管辖的，申请人应到原注册主管部门申请办理变更手续。

医师申请变更执业注册事项不属于原注册主管部门管辖的，申请人应当先到原注册主管部门申请办理变更注册事项和医师执业证书编码，然后到拟执业地点注册主管部门申请办理变更执业注册手续。

跨小、自治区、直辖市变更执业注册事项的，除依照前款规定办理有关手续外，新的执业地点注册主管部门在办理执业注册手续时，应收回原《医师执业证书》，并发给新的《医师执业证书》。

第十八条　注册主管部门应当自收到变更注册申请之日起 30 日内办理变更注册手续。对因不符合变更注册条件不予变更的，应当自收到变更注册申请之日起 30 日内书面通知申请人，并说明理由。申请人如有异议的，可以依法申请行政复议或者向人民法院提起诉讼。

第十九条　医师在办理变更注册手续过程中，在《医师执业证书》原注册事项已被变更，未完成新的变更事项许可前，不得从事执业活动。

第二十条　医师执业注册主管部门，应当对《医师执业证书》的准予注册、发放、注销注册和变更注册等，建立统计制度和档案制度。

第二十一条　县级以上地方卫生行政部门应当对准予注册、注销注册或变更注册的人员名单予以公告，并由省级卫生行政部门汇总，报卫生部备案。

第二十二条　医疗、预防、保健机构未依照《中华人民共和国执业医师法》第十六条和本办法第十五条的规定履行报告职责，导致严重后果的，由县级以上卫生行政部门对该机构的主要负责人给予行政处分。

第五章　附则

第二十三条　中医（包括中医、民族医、中西医结合）医疗机构的医师执业注册管理由中医（药）主管部门

负责。

第二十四条 医师执业范围另行制定。

第二十五条 医师执业地点在两个以上的管理规定另行制定。

第二十六条 本办法所称医疗机构是指符合《医疗机构管理条例》第二条和《医疗机构管理条例实施细则》第二条和第三条规定的机构，社区卫生服务机构和采供血机构适用《医疗机构管理条例实施细则》第三条第十二项的规定；预防机构是指《传染病防治法实施办法》第七十三条规定的机构。

第二十七条 计划生育技术服务机构中的医师适用本办法的规定。

第二十八条 境外人员申请在中国境内执业的，按国家有关规定办理。

第二十九条 本办法自颁布之日起施行。

19990716A『医師執業登録暫定弁法』衛計委